

～トピックス～

1. 相続に関わる手続き上の期限
2. 税務カレンダー（2023年9月、10月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

人間はいかに円くとも、どこかに角がなければならぬ

渋沢栄一（渋沢財閥創始者）

※経営者100の言葉より引用

相続に関わる手続き上の期限

◆ 3か月（熟慮期間）以内に

相続が発生した場合、相続人は相続の開始及び自己が相続人であることを知ってから3か月（熟慮期間）以内に単純承認・相続放棄・限定承認の中からどれかを選択しなければなりません。熟慮期間の間に相続放棄または限定承認がされなかった場合は、単純承認したとみなされます。また、3か月の熟慮期間中に被相続人の預金から現金を引き出して使うなどの行為があった場合は、単純承認をしたとみなされ、相続放棄や限定承認を選択することができなくなります。

◆ 4か月以内に

相続人は、被相続人の相続開始年の1月1日から死亡の日までの期間の所得金額及び所得税額を計算して、相続の開始があったことを知ってから4か月以内に準確定申告書を提出し、納税をしなければなりません。

◆ 10か月以内に

被相続人からの相続による取得財産に係る課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続の開始があったことを知った日から10か月以内に、相続税の申告書を提出し、納付をしなければなりません。

◆ 1年以内に

遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が相続の開始及び遺留分を侵害する贈与・遺贈があったことを知った時から1年間で時効により消滅します。

◆ 3年以内に

令和6年4月以後は、所有権の登記名義人について相続の開始があった時は、その相続により所有権を取得した者は、相続の開始があったことを知り、かつ、所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記申請をしなければなりません。遺産分割で所有権を取得した際は、分割の日から3年以内の登記申請も義務づけられています。

◆ 10年以内に

令和5年4月以後は、遺産分割協議に関して、特別受益と寄与分の主張をすることができる期間を相続開始の時から10年とするという内容の期限が設けられており、その結果、遺産分割協議に実質的に10年の期限が設けられることになりました。相続人全員の同意がない限り、法定相続分でしか遺産分割することができなくなりました。

2023年9月の税務

9月11日

●8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月2日

●7月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

2023年10月の税務

10月10日

●9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月16日

●特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月31日

●8月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●2月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）
（10月中において市町村の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

「すぐやる」よりはかどる！ 仕事を「短くやる」習慣



ジャンル	生産性・時間管理		
著者	山本大平		
出版社	クロスメディア・パブリッシング		
定価	1,628円（税込）	出版日	2023年06月11日
評点			
総合	4.0	明瞭性	4.0
革新性	3.5	応用性	4.5

目標はどんどん上がっていくし、仕事は増える一方なのに、残業は許されないため、短い時間で大きな成果を上げる必要がある。だが、目の前のタスクに忙殺され、改善案を考える時間もない——。それが、現代のビジネスパーソンのリアルな姿ではないだろうか。

本書は、そんな悩めるビジネスパーソンを救ってくれる一冊だ。著者はベストセラー『トヨタの会議は30分』の著者、山本大平氏である。

山本氏は本書の「はじめに」で、仕事を「短くやる」ための5つの原則を挙げている。優先順位を明確にする、余計なことをしない、先延ばしをしない、人に任せられるものを抱え込まない、タイミングを間違えない、だ。耳が痛くなってくる人も多いのではないだろうか。

本書では5つの原則をベースに、具体的なノウハウが42個紹介される。原則のうち、最もドキッとした、自分が苦手なものを選んで、まずはそれに紐づいたノウハウをチェック・実践することをおすすめしたい。あっという間に効果が出て、別のものも試してみたいと思えるはずだ。

◆◆◆詳細が気になった方は、
「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の
詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>